

平成25年 教育委員会第20回定例会 会議録

日 時 平成25年11月26日（火）

午後 3 時00分～ 4 時10分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第33号』 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 区長の権限の委任及び補助執行

第 3 報告

【図書・文化資源課】

- (1) 文化財保護調査員の公募（広報千代田12/5号）

【子ども総務課】

- (1) 区議会第4回定例会報告
(2) 移動教育委員会（12月10日）

【子ども施設課】

- (1) 九段小学校・幼稚園施設整備の進捗状況

【子ども支援課】

- (1) 平成26年度幼稚園・こども園（短時間）等の入園申込状況

【児童・家庭支援センター】

- (1) 児童相談所事務の移管

第 4 その他

出席委員（5名）

| | |
|------------|--------|
| 教育委員長 | 近藤 明義 |
| 教育委員長職務代理者 | 古川 紀子 |
| 教育委員 | 市川 正 |
| 教育委員 | 中川 典子 |
| 教育長 | 島崎 友四郎 |

出席職員（8名）

| | |
|-----------|-------|
| 子ども総務課長 | 村木 久人 |
| 副参事（特命担当） | 大井 良彦 |
| 子ども施設課長 | 辰島 健 |
| 子ども支援課長 | 亀割 岳彦 |

| | |
|---------------|-------|
| 児童・家庭支援センター所長 | 山下 律子 |
| 学務課長 | 依田 昭夫 |
| 指導課長 | 佐藤 興二 |
| 図書・文化資源課長 | 柳 晃一 |

欠席委員（0名）

欠席職員（3名）

| | |
|-------------|--------|
| 子ども・教育部長 | 大畠 康平 |
| 次世代育成担当部長 | 高橋 誠一郎 |
| 参事（子ども健康担当） | 田中 敦子 |

書記（2名）

| | |
|------|--------|
| 総務係長 | 久保 俊一 |
| 総務係員 | 田口 有美子 |

近藤委員長 | それでは、定刻になりました。開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。
 ただいまから、平成25年教育委員会第20回定例会を開会します。
 本日は、高橋次世代育成担当部長、大畠子ども・教育部長及び田中参事は、他の会議に出席のために欠席でございます。
 今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 『議案第33号』幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

近藤委員長 | それでは、日程第1、議案に入ります。
 告示以降に議案が提出されましたので日程に追加しました。子ども総務課長からご説明をお願いします。

子ども総務課長 | はい。それでは、議案第33号、職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。
 改正の趣旨は、平成25年の特別区人事委員会勧告を踏まえまして、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応した内容に改めるとともに、法律の施行に伴い規定を整備するものです。
 改正の詳細につきましては、指導課長からご説明させていただきます。

指導課長 | はい。幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正についてご説明いたします。

この条例は、平成25年10月22日の第18回本定例会において、特別区人事委員会勧告の概要にてご報告した内容に基づき、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、資料の1枚目をご覧ください。

1番にありますように、幼稚園教諭の給料が、公民較差の解消に伴い、平均0.14%引き下げを行うものでございます。

1枚おめくりいただきますと、別表第1（第6条関係）幼稚園教育職員給料表がございまして、この給料表のとおり改正されるというものでございます。給料表が、後、全てついてございますので、後ほどご確認ください。なお、こちらの給料表の改定の施行日につきましては、平成26年1月1日でございます。

2点目でございます。2の住居手当についてですが、資料にございまして、支給対象及び支給額を改正するものでございます。こちらは、平成26年4月1日の施行となります。

なお、2番の下段に、経過措置として、現行の住居手当の支給を受けており、改正後も現行の支給要件を満たす者については、年度進行で減額し、平成29年度をもって終了するというものでございます。

最後に、3番、所要の調整措置についてでございますが、平成25年4月以降の公民較差相当分の解消を図るため、平成26年3月期の期末手当において調整措置を行うものでございます。こちらは、平成26年1月1日の施行となります。

以上が、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な改正点でございます。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

内容的には3点ほどございましたけれども、ご質問、そのほかはいかがでしょうか。

特になければ採決をとりたいと思いますが、よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第33号を決定することとします。

どうぞ。

子ども総務課長

こちら、議案第33号につきましては、後日、千代田区長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定でございます。本日お示ししました議案と内容趣旨に相違がない場合には、教育委員会として異議がない旨の回答をすることを、事前にご承認お願いいたします。

以上でございます。

近藤委員長

内容的におわかりでしょうか。これから区長より意見聴取があると。また

会議を開いて、そこで決定ということではなくて、内容が同じであれば事前に回答する旨の承認をいただきたいということですね。

子ども総務課長
近藤委員長

はい。

それでは、いかがでしょうか。今、課長の説明があったような形で承認いただけますでしょうか。

賛成いただけたら挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

ありがとうございます。

全員賛成につき承認いたしました。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 区長の権限の委任及び補助執行

近藤委員長
子ども総務課長

それでは、日程第2、協議に入ります。

はい。それでは、第2、協議、(1)の区長の権限の委任及び補助執行についてご説明させていただきます。

資料は、教育委員会資料となっておりますホチキスどめのもの2枚でございます。こちらをご覧ください。

タイトルが、「区長の権限の委任及び補助執行について(協議)」となっているものでございます。

地方自治法第180条の2におきまして、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、協議の上、地方公共団体の委員会等に委任し、またはこれらの事務を補助する職員に補助執行させることができると規定されております。今回の協議は、こちらの規定に基づくものでございます。

資料をご覧ください。

協議の内容は、資料に記載してございますように、ただいまの自治法第180条の2に基づく「区長の権限に関する事務の委任等に関する規則」によりまして、区長から教育委員会に委任されている事務のうち、行政不服審査法に規定する処分に関するものを、教育委員会事務局職員による補助執行に変更する。その他、同規則について所要の整備を行うというものでございます。

このような改正を行う理由としましては、行政処分は区長の名において行い、不服申し立て、あるいは行政訴訟があった場合には、区長の責任により対処することを明らかにするということにございます。

資料の2枚目、新旧対照表をご覧ください。

資料の右側が、現在の事務委任の規則になっております。現在、当区におきましては、区長の権限に属する幾つかの事務につきまして、先ほどの自治法の規定に基づき、教育委員会に委任されてございます。このうち、特に第2条の(2)というところ、第2号の「子育ての推進に関すること」という

委任条項をご覧ください。

こちらにつきましては、従前からこの委員会でもいろいろとご指摘があったところがございますが、この規定につきましては、現在、区では児童福祉法等に基づき区長が行うこととされている、いわゆる児童福祉に関する事務が区長から教育委員会に委任されており、さらに千代田区教育委員会の権限委任に関する規則によりまして、教育長に再委任されております。その目的としますところは、教育と福祉の縦割り行政による弊害をなくし、0歳から18歳までの子育て施策を一貫して行うというところにございました。

こちら、具体的内容はちょっとわかりにくいかと思いますが、例えば保育園の入所の決定ですとか児童手当の決定、こういったもの、通常は、ほかの区でいいますと、児童福祉の事務ということで、児童福祉部門、区長部門が行っていることが多いのですが、千代田区の場合は、これらについて教育委員会に委任されておりまして、さらに教育長に再委任されておりますので、教育長の名前で全て行っているという、そういった事情がございます。

この教育長に委任されているということの意味でございますが、この委任といたしますのは、委任者が自己の権限の一部を受任者に移しまして、それを受任者の権限として行わせるもので、その事務については専ら受任者が自己の名と責任において処理することになります。先ほど申し上げましたように、例えば1つ例にとりますと、児童手当等、こちら、教育長に委任されておりますので、教育長の名前で児童手当の決定を行っているという、そういったことになっております。

ただ、この場合ですが、子育てに関すること、こちらが教育長に委任されていると今申し上げましたが、その全てが委任されているわけではございません。右側の(2)の現行というところ、こちらの下線を引いてあるところですけど、子育ての推進に関することとありまして、その後に括弧書きで、「当該事務に係る規則の制定に関することを除き」等々記載されております。ここでも明らかでございますように、全てが教育長に委任されているわけではなく、一部委任されていない留保事項、そういったことがあるわけがございます。

ここに記載されておりますように、規則の制定権は区長に留保されております。また、ここにはっきりとは書いておりませんが、事務の性質上、当然に委任できないと考えられるものもあります。例えば「子育ての推進に関すること」に関する予算の調整権、これは、予算の権限は区長にありますので、これは当然に委任できません。そのほか、条例の提案権も区長にしかございませんので、教育委員会から提案するということはございません。これらについては、依然として区長にその権限が残っているということになります。

そうしますと、教育長の名前と責任において事務を行うと申し上げましても、その決定の前提となります規則の制定等については、依然として区長が行うという、そういった実態がございました。そのため、実際に不服の申し

立てや訴訟が提起された場合には、区長部局が関与して対応せざるを得ないという状況です。

しかしながら、この場合、こういった形で関与するのかということが明確ではございませんでした。また、この不服の申し立てや訴訟の手続につきましても、相手方が誰となるのか、つまり区長となるのか、教育委員会となるのか、あるいは教育長となるのか、そういったところが非常に不明確です。また、不服の申し立ての種類によりましては、上級庁に審査請求を行うことができるケースがあるわけなんですけど、その場合、上級庁となるのが誰なのか、都知事なのか、例えば東京都の教育長なのか、そのあたりのところもはっきりしないところがありました。

こういった種々の論点が発生することが次第に明らかになってきまして、不服の申し立てや訴訟手続において、このまま進めていった場合、いたずらに論点を増やしてしまい、手続の進行を妨げるような結果になる、あるいは不服の申し立て、訴訟を提起した方に非常に迷惑をかけるような事態も想定されると、そういった懸念がございます。

他の区においてですが、特に保育所の入所判定に対する不服申し立てが大量に提起されるという事態がございました。千代田区ではそういった、大量に不服の申し立てが起こるということはまだございませんが、こうした状況を考えますと、いわゆる児童福祉関連の行政処分に関しまして、不服の申し立てや訴訟への対応を明確にしておく必要があるということがございます。

そのほか、こちらで「子育ての推進に関すること」ということで、教育委員会に委任されていた事項につきましても、法令上、区長みずからが行わなければならない、委任できない処分もあります。それについては、当然この文言にかかわらず、委任されていないわけなのですが、それにつきまして、新たな事務が発生するたびに、その委任が可能なものなのかどうなのかというものを一々判定していかなければなりませんので、そういったことの事務負担等が生じております。

以上のような点を踏まえまして、不服の申し立ての対象となります、いわゆる行政処分に係る行為については、委任ではなく、補助執行によることにするというのが今回の協議の内容でございます。

ちょっと説明が長くなって申し訳ございません。このあたり、行政の事務が余りわからない場合には、ちょっとわかりづらいかなどは思うんですけど、ある事務を1つの執行機関から別の執行機関に行わせる場合、委任という形と、ほかに補助執行という形がございます。この補助執行というのは、先ほど、委任の場合には、区長の権限の一部を、権限を移動して行うということを申し上げましたが、補助執行の場合は権限は移動しません。したがって、教育委員会の事務局職員に補助執行をさせるということは、その職員は、その事務については、教育長あるいは教育委員会の名前ではなく、区長の名と責任においてその事務を行うという、そういうことになります。そのため、このように補助執行とすることによりまして、この処分について

は、区長の名前でそのまま行われますので、不服の申し立てや訴訟となった場合にも、その相手方は当然に区長となります。その対応につきましても、区長部局で責任を持って対応することができます。また、本来の権限者であります区長自体が処分権限者となりますので、不服の申し立てにおける上級庁の考え方、こういったものについても従来の考え方がそのまま当てはまりますので、無用な論点が生じることはないという、そういったこととなります。

具体的内容としましては、第2条の本文におきまして、ただし書きという形で加えまして、「当該事務に係る条例その他区議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定並びに処分（行政不服審査法第2条に規定する「処分」をいう）」とありますが、要するに不利益処分、先ほど申し上げましたように、不利益処分だけではなく、いわゆる行政処分と言われている決定、そういったものについては教育委員会の委任から除き、第4条のところにございますように、それについては補助執行という形で行うという、そういった形での修正を行いたいという内容の協議でございます。

なかなか、ちょっと話がわかりにくくて申しわけないんですが、もう一度話を整理しますと、今まで教育委員会に委任されておりました各事務につきまして、特に行政処分の性質を持つもの、これについては補助執行という形に改めて、今まで教育長の名前で行っていたものを、今度は区長の名と責任で行うことに変更したいという、そういった協議内容でございます。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

考え方といいましょうか趣旨等、詳細にお話をいただきました。ご質問、ご意見を含めて、もしおありでしたらお願いします。ございませんか。

どうぞ。

市川委員

まだ、きょう説明があることになっているんだと思うんですけども、児童相談所の事務の移管ですよね。これ、きょう説明していただけるかと思えます。これなんかもやっぱり同じような意味で、非常に私自身としては、最初の頃はよかったんですけども、時間がたつにつれて、やっぱりいろいろと不都合が出てくる。それは行政不服審査法のようなこともそうだけれども、今、世の中一般のやり方として、教育委員会を変えるんだみたいな、仕組みをとって、そういう話があるわけですよ。教育委員会はもう、いいかげんにしていただいて、教育長に責任を持って教育行政をやってもらいたいんだみたいな、これからいろいろと議論があるんだろうとは思いますがけれども、それとの絡みで、やっぱり権限と責任というのは、住民にとっても一目瞭然であることが望ましいだろうと。

ですから、例えば今の課長の説明、十分だったとは思いますがけれども、要するに補助執行であれ、委任であれ、非常にわかりづらいわけですよ、住民にとっては。ですから、こういうのをやっぱり反省するというか、変えるべきところは変えて、いろいろなきっかけが今後出てくるんだと思うんで

すけれども、その折にきちんと教育委員会として意見を求められることになるんだろうと思うんですが、はっきりさせておく必要があるんだろうと思うんですね。

主として、都道府県の教育委員会をターゲットに置いて、これからいろんなことを、児相の問題もそうでしょうし、いくんだろうとは思いますが、やはり千代田区は千代田区なりに、教育委員会としてどういう基本的な姿勢に立つのか、そこら辺は、いきなりできないというか、短い期間で議論してみろと言われても、なかなかできにくいこともあると思う。事務方としては、ぜひその辺を実務的に検討していただきたい。

今は、児相の関係だけ言いましたけれども、文化財保護の話なんかもあって、それは事務量のバランス、私をして言わしめれば、事務量のバランスを考えたから、あれはこっち、これはこっちというようなことになっているんだろうと思うので、それを理屈立てて、住民にわかりやすい形でというのは非常に難しいことだと思うんですね。事務のバランスなんていうのは役所の話であって、個々の住民にとっては、私の言いたいことはこういうことなので、これ、誰がどういう責任でやってくれるのかということが問題になると思うので、もう少しいろんなことが起こってくるんだろうと思うので、ぜひ事務方で整理を重ねていただきたいと思います。

要望みたいな話なんですけれども。

近藤委員長

ありがとうございます。大方異議なしという、その形で進めていただければという考え方であったと解釈いたします。

ほかの方はいかがですか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、異議なしと回答することとしますが、よろしいでしょうか。

(了承)

近藤委員長

特に異議はないようですので、異議なしと回答することといたします。

◎日程第3 報告

図書・文化資源課

- (1) 文化財保護調査員の公募 (広報千代田12/5号)

子ども総務課

- (1) 区議会第4回定例会報告
- (2) 移動教育委員会 (12月10日)

子ども施設課

- (1) 九段小学校・幼稚園施設整備の進捗状況

子ども支援課

- (1) 平成26年度幼稚園・こども園 (短時間) 等の入園申込状況

児童・家庭支援センター

- (1) 児童相談所事務の移管

近藤委員長

先へ進みますが、日程第3、報告に入ります。

図書・文化資源課長

初めに、図書・文化資源課長より報告を願います。

はい。本日お手元に「非常勤職員（文化財保護調査員）募集要領」というものをお配りさせていただきました。こちら、区の広報12月5日号に掲載させていただき、非常勤職員（文化財保護調査員）を募集させていただきます。

そもそもこの文化財保護調査員でございますけれども、区の文化財保護条例が昭和59年に制定されまして、実は来年度でちょうど満30年を迎えることになっていますが、この文化財保護条例上におきまして、文化財について、その所在、保存状況を調査するとともに、文化財の保護思想の普及啓発を図るため、教育委員会に文化財保護調査員を置くと規定されております。当初は区民の文化財に造詣の深い方々が地域の推薦を受けて文化財保護調査員になられておりました。定員18名で、任期2年という形で、この間、約30年活躍されてきたわけでございます。当初は四番町歴史民俗資料館ができ上がり、そういった中で、地域の民俗資料を中心に文化財保護調査員が収集をされてまいりました。ところが、だんだん民俗資料が集まるにつれて、平成13年頃の時期にはもう、とてもとても収蔵し切れないし、集まってくるものの質もなかなか担保できないということになりまして、民俗資料の収集につきましては、平成13年度で終わっております。

そういった中で、この文化財保護調査員の活動の場が狭められてきました。しかし、昨今の文化資源の見える化という意味で、より文化財に造詣の深い方、もしくは文化資源についての調査、そういったものをみずからやっという意欲のある方々を、今度は広報をもって来年度から募集を開始したいということで、12月5日号で広報させていただくものでございます。

当初は、民俗資料を中心に集めるのが主な目的でございましたけれども、今後は、お手元にお配りしました職務内容でございますように、地域の文化資源の見守りですとか、または掘り起こし、そういったことを中心に活動していただくことになっております。実際にやりました調査活動につきましては公表していこうということで、活動を見直しをさせていただくものでございます。

今後、条例の下側でございます施行規則等の見直しも、またお諮りさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

ご質問、ご意見ありましたら、どうぞお出してください。

どうぞ。

中川委員

正式な名前は言えないんですけども、今まで文化財保護委員でしたっけ、何人かいらっしゃいますよね。

図書・文化資源課長

文化財保護調査員でございます。

中川委員
図書・文化資源課長

その方たちは、今後はどうなるんですか。
一応任期が2年で、毎年毎年更新をしてきて、交代される方もいらっしやったんですが、今回は公募をしますので、今いらっしやる委員の方でも、また引き続きやりたいという方は手を挙げていただくことも可能でございますし、また広く一般に募集をしたいというものでございます。

中川委員
図書・文化資源課長

そうすると、あの組織が解散して、新しくなるということとは違うわけですね。
文化財保護調査員制度そのものはこのまま生きて、多少職務の内容も見直しをさせていきながら、この条例上の保護調査員については活動してまいりたいと思っております。

教育長
図書・文化資源課長

文化財保護調査員という制度と、文化財保護審議会という制度がありますね。その辺の補足的な説明をして下さい。
文化財保護審議会というものがございまして、毎年、文化財の指定に向けて学識経験者等の方々が文化財保護審議会委員に就任されているんですが、これも同じく任期2年という形で、時折交代がございまして、この教育委員会にもご報告、またはお諮りさせていただいているところです。その区別は、文化財保護審議会委員は学識経験者が中心の委員でございまして、文化財保護調査員は区民が中心になった、文化財に造詣の深い方々が中心になって委員になられているものでございます。

近藤委員長

よろしいですか。
そのほかいかがでしょうか。

(なし)

近藤委員長

報告事項ですので、特になければ先へ進んでまいります。
課長は所用で、ここでご退室ですか。どうぞ。
では、先へ進みます。
次に、子ども総務課長より報告願います。

子ども総務課長

はい。それでは、子ども総務課から、区議会第4回定例会の報告をさせていただきます。
本日、資料といたしまして、A4判の縦型で右側をとじたもの、それと横書きで上をとじたものの2つを用意してございます。1つは、現在開催されております平成25年第4回千代田区議会定例会の区長の招集挨拶でございます。
今回、項目は主に2項目でございまして、子ども・教育部関連としましては、Ⅱの次世代育成対策についてということでございます。ページをめくっていただきまして、6ページ目でございますように、今回、項目となっておりますのは、私立の認可保育所の整備に係る補助、こちらを補正予算として、今定例会に予算を上げているためでございます。
内容については、また後ほどご覧いただきたいと思っております。
続きまして、横書きの資料、こちらが第4回区議会定例会の発言通告書となっております。明日から代表質問、一般質問が始まりますので、そちらの

発言事項ということにもなります。こちら、子ども・教育部関連のものは、網かけをしております。

まず、1枚めくっていただきまして、2ページ目、公明党の大串議員から、教育の目的、教育委員会の権限と責任、共育マスタープランの改定についての質問が出る予定でございます。あと、子どもの読書活動推進計画についてと保育供給計画の策定について、以上5つが公明党の大串議員から質問として出てくる予定でございます。

もう1枚めくっていただきまして、4ページ目の3番、自民党の永田議員から、教科書採択についてと教育委員会制度について、こちらの質問が予定されております。

また、共産党の飯島議員からは、こどもの健やかな成長のためにということでの質問が予定されております。

それから、下の5ページ目に行きまして、7番、新しい千代田の高澤議員から学力テストについてと公教育の考え方について。

それから、その下、新しい千代田のはやお議員から、子育て世代への支援体制についてということで、学童保育についてと幼保一体施設について質問が出る予定でございます。

今定例会におきまして、子ども・教育部関連の質問として予定されているものは以上でございます。

区議会定例会についての報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

ご質問はいかがでしょうか。

(なし)

近藤委員長

特になければ先へ進みます。

最後に、もう一度ちょっと振り返った形で、ご質問があればと問いかけますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

では、先へ進んでください。

子ども総務課長

では、続きまして、移動教育委員会についてご説明いたします。

教育委員会の予定でも申し上げておりますが、次回、12月10日の第21回教育委員会定例会は移動教育委員会という形で実施したいと思います。

場所は神田さくら館になります。こちらにおきまして、子ども発達センター、千代田の幼保一体施設の視察を行っていただきまして、その後、センターの職員との懇談等を行いまして、教育委員会の定例会を行いたいと思います。

集合は14時30分、教育研修所研修室になります。こちら、区役所から出発される方につきましては、14時10分に出発したいと思いますので、よろしくお願いいたします。それから、教育委員会定例会は16時10分から開催させていただきます。

ご説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございました。

ご質問はよろしいですか。

(な し)

近藤委員長

では、先へ進みます。

次に、子ども施設課長より報告を願います。

子ども施設課長

九段小学校・幼稚園施設整備の進捗状況について、資料に基づき説明いたします。

資料は、A3の「平成25年度 九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会経過について」が1枚、それから、参考資料でA4、8枚になっております。

説明に入ります前に、資料右上の日付が誤っております。本日、11月26日のところ、25日の表記となっております。日付の訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

九段小学校・幼稚園の施設整備につきましては、昨年7月に地域の関係者からなります九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会が設置されまして、昨年度は延べ6回にわたる議論がなされたところであります。そして、本年度につきましては、基本設計に取りかかっておりまして、プロポーザル方式によってその業者選定を行い、9月に最優秀提案者であります株式会社久米設計が設計業者となり、基本設計の検討に加わっているところであります。

本日は、九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会の現時点の状況、また、到達点をご報告させていただくものであります。

それでは、A3の資料、「平成25年度 九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会経過について」をご覧くださいと思います。

こちらには、実施回、それから日程、議題、主な意見質疑等ということで、これまで行っている協議会のこと、また、それから今後の予定ということで、スケジュール表も兼ねたものとなっております。したがって、実施回の下に、第4回、第5回については予定、また、主な意見質疑等については空欄になっているところでございます。

本年度、協議会は、現在まで計3回開催されております。10月11日の本年度第1回目におきましては、昨年度、平成24年度の最終回、第6回協議会後の経緯についての報告ということで、設計業者が決まりまして、これから協議会での協議、議論を始めてまいりますということの報告、また、プロポーザルにて選定された事業者の紹介、それから、今後の検討の進め方、すなわち今年度の協議スケジュールについての確認をさせていただきました。

その中で、委員からは、九段小学校のイメージを少しでも残したいというのは全委員の共通認識だと思う。今後は、設計業者が入ったので相談しながら検討していけたらと考えている。子どもたちが現在教育を受けている場所だということを第一に考えてほしいといった意見をいただきました。

また、スケジュールについて具体的な提案をくみ上げる期間として足りるのかというご質問がありまして、これにつきましては、昨年の検討からすると、1年プラス数カ月という捉え方もできるという認識をしているという旨の回答を差し上げたところであります。

また、10月29日、2回目の協議会におきましては、1回目の協議会での意見を踏まえた、検討スケジュールについての確認。参考資料の1ページ目に、第1回協議会資料ということで、第1回の協議会の中では、この「平成25年度 九段小学校・幼稚園施設整備検討協議会スケジュール（案）」をお示しさせていただいて、確認したところでございます。1回目の協議会では、開催のスケジュールとして、10月、11月に各1回ずつ、12月に2回、1月1回の開催予定案を提示したのですが、12月に2回開催するのは、年末ということもあって厳しいというご意見をいただきまして、開催予定を、10月に2回行いまして、11月、12月、1月は各1回に変更したことの確認をさせていただいてきました。

その上で、敷地内レイアウトにつきまして、参考資料の2ページ目にございます。このイメージ図を用いまして、協議検討を行いました。このイメージ図ですけれども、昨年度、協議会を通しまして、最後の6回目でまとめを行ったんですが、委員の大多数の意見、復元的保存案をベースにご意見等をいただきました。

話は前後するんですけれども、10月初旬に、新聞に九段小学校・幼稚園整備の記事が掲載されました。9月30日に開催されました区議会の環境文教委員会の中で、このプロポーザルについて質問がありまして、口頭で説明したものをもとに書かれたものであります。実は、協議会自体は10月11日が1回目ということで、この新聞記事の掲載というのは協議会の開催前だったということもありまして、記事をご覧になった委員の方々から、昨年行った議論というのはどうなってしまったのか、また、この新聞記事についても初めて見た、聞いたといった不安、懸念の声が多く寄せられました。

設計業者の提案を提示して進めることも考えましたが、委員の方々から先入観なく、昨年度から引き続き今年度も協議会で検討いただくということを最優先としまして、昨年度の案をベースにスタートしたものであります。

そうしたところ、委員の方々からは、公園との一体利用を尊重した案、西側が、公園のほうが開けているところもありますが、一体利用を尊重した案ではあるが、西側が開かれ過ぎていて、不審者対策がかえって不安であると。また、西側に校舎を配置した案を示してほしいといったレイアウトに関するご意見。それから、公園側からの昇降口がこれまでと同じように使えるよう担当部署と折衝してほしい。また、公園上部、北側から学校に入る入り口についても担当部署と折衝してほしいといった公園との関係に関するご意見をいただきました。

11月14日、第3回の協議会では、第2回でいただいた意見を受けまして、公園担当所管と協議を行った状況の報告、協議会の意見、要望をお伝えしまして、今後、継続して協議をしていくということになったという報告と、また、その敷地レイアウトにつきまして、校舎西側に配置したレイアウトを作成、提示し、協議を行いました。

参考資料3ページから8ページまでのイメージ図の資料になります。

1つは、西側に校舎を配置したL字型案というもの、それから、体育館を地上4階に設置しまして、プールを地下に配置するコの字型（体育館4階案）、体育館を地下に設置し、プールを地上4階に設置するコの字型（体育館地下案）の3つのイメージ図です。

委員の方々からは、コの字型で体育館を4階に配置する案は、とても斬新だが不安という意見をいただきました。

参考資料の4ページ、6ページ、8ページ目には、断面イメージを用意しております、そちらをご覧くださいと思うのですが、そのうち6ページですが、ここではコの字型（体育館4階案）の断面イメージになっております。こちらでは、西側の校舎の3階以上がピロティ状の形状となっており、そこを見たところ、かなり不安だというようなご意見。また、西側が4層になりますので、日照の面でいかがなものかといったような意見もありました。

一方、コの字型で体育館を地下に配置する案というのが、イメージ的にも楽しく学校生活を送れるのではないかと、また、コの字型で体育館を地下に配置する案が安心するというような意見が出されました。

ここで、L字型案を含めた案のうち、敷地内レイアウトについては、コの字型で体育館を地下にする案での考え方で協議検討を進めていくということで了解がされました。

また、東郷公園北側の二七通りから地域利用等の出入り口を検討してほしい。また、水害を考慮して体育館を整備してほしいといった意見をいただいたところでもあります。

また、A3の資料に説明が戻るんですけども、現時点での協議会の到達点でございますが、敷地内レイアウトは、コの字型で体育館を地下に配置する考え方で協議検討を進めていく。

また、協議会としては、昨年度のまとめ、復元的保存案が大多数であったという方向で検討してまいります。また、時計台や教室等の保存といった提案があり、さらに保存可能なものについては検討していく。

また、今回の協議会、第4回ということになりますが、12月13日予定の協議会では、保存の専門家として、工学院大学建築学部の後藤教授、また、建築構造の専門家である関西大学の西澤教授にこの協議会に参加いただいて、協議会でのご助言をいただく予定としております。

ちなみに、後藤教授は、歴史的建築物の保存活用がご専門で、今回の九段小学校・幼稚園施設整備の基本設計業務を担当するプロポーザルの外部委員を務めてくださった方です。また、西澤教授は、鉄骨構造学、耐震工学、歴史的建築物の保存修復に関する調査研究がご専門の方でいらっしゃいます。

今後も、区といたしましては、協議会での協議検討結果を最大限尊重しながら、設計作業を進めてまいりたいと考えております。

ご報告は以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。
いかがでしょうか。ご質問ございますか。
どうぞ。

中川委員 どこをどのような形で保存するのかということが、ここにはまだ具体的には出ていないですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

子ども施設課長 今般、敷地内のレイアウトが大方方向性を見ました。次回、協議会の議題にも予定しているんですが、歴史的価値ということで、九段小学校の古いところをいかに新しい校舎に引き継いでいくかということについて、今申し上げました学識経験者の方に入らせていただきながら、協議会で協議等を進めさせていただいて、保存の内容ですとか範囲等を協議検討していきたいと考えております。

近藤委員長 よろしいですか。

中川委員 順序が逆のような気がするんですけども。保存はこういう形にしたいという、プロポーザルでの提案があったんじゃないでしょうか。それをもとに、あちらに決まったんじゃないでしょうか。

子ども施設課長 プロポーザルの中では、審査の評価項目の中に、復興小学校の歴史的価値の継承と、より良好な教育環境の整備の融合という項目があり、そういった点も含め業者から提案をいただいておりますが、あくまでも保存ありきでの提案ではございません。今回、敷地の中でどう校舎を整備していくかということで、ある程度の方向性が見えましたので、その上でどのような保存が可能なのか、していくかということを経験者の方と協議して、歴史的価値を継承していく方法、内容について、協議を進めていきたいと思っております。

近藤委員長 そのほかはいかがでしょう。

市川委員 前回というか11月14日の会議で、水害を考慮してという話、これ、どんな水害を、今まで聞いたこともないような話じゃないかなと思うんですけど。

子ども施設課長 恐らくこの秋口に、9月、10月あたり、ゲリラ豪雨じゃないですけど、かなり台風とかの関係で雨が結構降りましたが、九段小のある場所というのがかなり谷地なので、今回かなり雨が降ったことで、そこを懸念された方々からのご意見というふうに……

市川委員 今までもそういう水害ってあったんですか。

子ども施設課長 大きな水害はないと。

中川委員 地域によって、九段というと高台にあると思っておりますよね。だけど、高台の中でも谷があって、その下のほうにいる家には、水がとつても出たという話をよく聞くんですよ。そういうことを考えていると。
あそこもちょっと低いですよ。

市川委員 ただ、それを設計に入れろというのはむちゃくちゃな話じゃないですか。やっぱり30分や1時間水が出るという話ならわかるけれども、1日も2日も水害——いや、僕はむしろ水害が出て、帰宅できない人のことを言っているのかなというふうに思ったんですが、そうじゃないんですね。

子ども施設課長 敷地内レイアウトの検討の中で、体育館を地下に配置する考え方と、地上に配置する考え方を提示をさせていただいたんですけど、その中で、体育館を地上に持っていけば、そういう水害にも当たらないんじゃないかということでの……

市川委員 地域の方々が一時的に避難するような場所を考えてほしいと、そういうことです。わかりました。

近藤委員長 教育長、どうぞ。

教育長 震災とか水害があったときの防災の考え方ですけれども、基本的に、学校は震災等があったときの区民のための避難所という位置づけになっています。一方、千代田区は昼間区民が非常に多いということから、昼間区民に対する帰宅困難者対策というのが、この前の3.11以降、非常に大きな課題になっています。帰宅困難者対策は、千代田区内に事務所がある事業所については、そこに3日分なり1週間分なりの備蓄を備えてもらって、そこに残留してもらおうというのが原則です。

ただ、なかなかそこに残留できないとか、あるいは千代田区は通過人口も非常に多くて、そうなる、やっぱり非常に多くの帰宅困難者が出るのが想定されています。そのため、帰るところがない帰宅困難者対策を、今、東京都と千代田区と一緒に進めているところです。

千代田区は、大きなホテルですとか、あるいは大学ですとか、そういうところと個別に協定を結んで、今、大体2万人分くらいの帰宅困難者の一時受け入れ施設を確保したところで、今後も区民以外の一般の方に対する対応はそういうところでやっていく。一方、学校はあくまでも周辺にお住まいの方等の避難場所、そういう位置づけで計画を進めていて、施設を設計する際も、そういう前提でやっていくという考え方です。

近藤委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

先ほど質問があって、質問者が、課長のお答えに十分納得できないような状況もありましたけれども、歴史的な建造物というか歴史的な価値をどれだけ残していくかということと、建物の配置をどうするかというのは、どちらが先かということになると、これまたなかなか難しい部分なんじゃないかな。十分協議を重ねながら、並行して進めていくということしか方法はないんじゃないかな。そのあたり、課長から、もう一言何かお答えいただけるとありがたいですが。

子ども施設課長 確かに限られた敷地の中で校舎を整備していくということ、また、この九段小学校が、関東大震災後の復興小学校であるというところで、歴史的な価値があると言われていたところで、その一方で、教育環境の現代的な教育課題に対する対応と、復興小学校として歴史的価値の継承というのをどのように融合させていくかというのは、非常に、一方で相反するような要素なのかもしれないんですけども、学校の特殊性というところも鑑みながら、引き続き検討協議しながら、より良いものをつくっていきたいと思います。

近藤委員長

ありがとうございます。
先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

では、進みます。
次に、子ども支援課長より報告をお願いします。

子ども支援課長

はい。では、報告させていただきます。
お手元の次の資料、「平成26年度 新入園児 申込状況及び在籍見込数」
をご覧ください。

細かい表で恐縮ですけども、見方ですが、上の数字の表ですけども、新3歳児、こちらにつきましては一番左側に定員を記載しております。それから、左から4列目が今回の申し込みの合計数です。申し込みにつきましては、去る11月11日から14日で、各園で終了したものです。

定員に対して申し込みがありまして、一番下の合計数を見ていただきますと、180人の定員の中で160の申し込みがあったということになります。

それから、その右側、4歳児、5歳児については、若干レイアウトが違っておりまして、左側の定員は同じです。3歳児からの進級というのが次の列です。進級した子どもたちの数が2列目です。これに伴いまして、途中から入園をしたいという申請がありましたのが、区域内、区域外と2列ございます。一番下の合計欄を見ていただきますと、4歳児については、197名の定員の中で、進級が168で、新規申し込みが8ということで、定員は充足しているように見えます。5歳児も、見方としては同じになります。

トータルでは、定員におさまっているようには見えるんですけども、園別にご覧いただきますと、一番上のまず麴町幼稚園ですが、こちら、新3歳児につきましては35名の定員のところ、申し込みが、区域内で40名の申し込みがございました。区域外が1名と、合計41名の申し込みがありまして、こちらにつきましては、資料の中段のところに書いてあるんですけども、抽せんという形をとらせていただいております。35名定員ですので、35人入るために、ボーダーラインといいますか優先順位をもって入所させているんですけども、第4番目の優先順位のところで33名おりました。33名の第4優先順位までの方は入れたんですけども、第5がなくて、第6優先の方が7名いらっしゃいましたので、この7名から残り定員枠の2名を決める抽せんを、昨日、25日の月曜日の10時から実施いたしまして、2名の方を決定しております。その他の方は、あき待ちの名簿登録という形になりまして、お近くの他園のあいているところに申し込んでいただくというようなご案内をしております。

次に、九段幼稚園は申請者全員が入りまして、今度は番町幼稚園ですが、3歳児は問題なかったんですけども、4歳児について、35名の定員のところ33名進級しまして、定員のあきが2名のところ5名の申し込みがありました。この5名の申し込みの中で、たまたま優先順位の高い第2優先の方が2名いたために、この2名の方で決定して、3名の方は残念ながら漏れてしま

ったという形になっています。

それから、下のほうに行きまして、いずみこども園なんですが、こちらの新3歳児は、15名定員のところ14名の区域内の申し込み。こちらの方は全員入れます。区域外の方、1名申し込みがあって、数的にはこれで15人なんですけれども、区域外につきましては、区域内の方用に3名のあきを確保するというのが規定で決まっておりますので、この3名のあきを確保することになりますと、この1名の方は入れないということで、残念ながら入れない通知をさせていただいております。

それから、最後のふじみこども園ですが、こちらは、定員20名ということで募集をかけているんですけども、申し込みについては、29名の方から申し込みがありました。それで、こちらも定員で切るところなんですけれども、施設の開設の当初から、なるべく地域の人に入っていたきたいということで、ここだけちょっと特殊事情で、定員を超えて園の安全の管理が図れるという範囲の中で、弾力的に受け入れているという状況が、おとし、開設時からありまして、ここだけはちょっと特殊事情で、定員以上に受け入れております。ただ、それがどこまでかというところで、大体二十五、六名なら、今の施設の規模で安全を確保しながら運営できるというところで、園長と相談しておりまして、29名の申し込みの方のうちから25名、こちら、優先順位が第4優先順位までの25名で足切りをさせていただきまして、それ以降の方は名簿登録という形をとっています。

これは申し込みについての速報値と、あと、抽せんの場合で、詳しくは、入った児童につきましては、また改めてご報告をさせていただきます。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はいかがでしょうか。

(なし)

近藤委員長

先へ進んでよろしいですか。

(了承)

近藤委員長

では、先へ進みます。

次に、児童・家庭支援センター所長より報告を願います。

児童・家庭支援センター所長

はい。特別区児童相談所の移管モデルについて、資料に基づきましてご報告させていただきます。

まず、資料を1枚お開きいただきまして、1ページ目をご覧ください。

こちらには、特別区の決意表明が記載されています。

児童相談所は、その任務や性格に鑑み、児童福祉法等では、都道府県にその設置が課せられています。東京都では7つの児童相談所、6ページをご覧くださいと、右下に7カ所の現在設置されています児童相談所が記載されています。

また、1ページ目にお戻りください。

平成21年には、年々増加する児童虐待相談に適切に対応するために、東京

都の児童相談所と区の間で、相互に共通理解のもと、円滑な連携や連絡、調整のルールとして、東京ルールというものが定められました。その中では、東京都の児童相談所の役割は、専門的な知識や技術を必要とするケースへの対応や区の後方支援を行うということ、それから、区の役割は、ケースの情報収集や困難ケースを東京都に送致するほか、子育て支援サービス等の身近な資源を活用したケースへの対応などの役割となっており、連携をしながら、虐待を初めとした児童相談行政を現在行っております。

しかし、この1ページ目の中ほどに書いてありますが、この2つの機関が存在していることによって、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況の変化に合わせたきめ細かな対応がとれないことがございます。都と区のはざまに落ちて、子どもの命を守ることができないなど深刻な事例も起き、また、一時保護所の定員が不足している状況から、区が保護を必要とした子どもを一時保護できないという状況も生じております。最近の事例では、江戸川区の死亡事例が挙げられております。そのような課題を解決するためには、児童相談所を特別区に移管することが必要であり、特別区が児童相談行政を総合的に担うことにより、このような悲惨な事件や事故から子どもたちを守ることができると考えております。

特別区では、この児童相談所の移管に向けて、具体的な移管モデルについて、平成25年3月から特別区として検討を始め、今年の11月にその報告書がまとまりましたので、その内容について、本日報告させていただくものです。

2ページ目をご覧ください。

現状の体制の中では、一時保護所の定員の不足や二元体制による時間のロスや認識の温度差など、課題、問題点などがあります。そちらが、一番上の青枠で囲まれているところが課題や問題点になっております。

真ん中の緑色のところをご覧ください。児童相談所を特別区が担うことにより量的な充実を図られるようになります。大きなところでは、現在ある7カ所の児童相談所を特別区が担うことによって、各区に設置し、23カ所設置することができます。

また、一番枠の右側をご覧ください。一時保護所ですけれども、現在は150人定員のところ、特別区で担う場合には260名に拡充することができます。

特別区が担うことによって、一貫した支援体制の構築が図られ、また、地域全体による見守りの体制が図られ、区民に身近な特別区が地域の関係機関と連携することで、子どもの状況を的確に把握しながら、きめ細かな対応をとることができるようになります。

4ページをご覧ください。

こちらのイメージ図は、現行の体制のイメージ図です。左側に子ども家庭支援センターが、右側が東京都の児童相談所が緑色になっています。この両方の機関が子どもを見守っていくという体制になっており、東京ルールで共

通の認識のもと、事業を行っております。

しかし、子ども家庭支援センター、区側には法的な権限がございませんので、一時保護等、法的な措置が必要な場合には、全て児童相談所で対応するというシステムになっております。

5ページ目をご覧ください。

こちらは、特別区に児童相談所が移管された後のイメージでございます。特別区で児童相談所を持った場合には、一貫した支援体制が図られるようになり、左に書いてございますけれども、お子さんの身近な相談から一時保護に至るまで、一貫した支援をしていくことができるようになるというイメージでございます。

6ページをご覧ください。

こちらは、移管モデルの最終報告書の概要版でございます。1番の移管の方法でございますけれども、児童福祉法等の改正により、児童相談所の設置市を目指していきます。そして、23区が一律に児童相談所等の事務移譲を受けるということでございます。

その下、2番目でございますけれども、児童相談所を1区1所設置いたします。

それから3番目、一時保護所の設置についてですけれども、1区1所を基本としながら、必要に応じては、中規模区、小規模区においては、共同設置も考えてまいります。

4番目、人材育成についてですけれども、移管に向けた準備として、児童福祉司や児童心理司を、順次、児童相談所に派遣し、ノウハウを習得させてまいります。

5番目ですけれども、児童相談所の設置市では、そのほかにも里親の制度ですとか療育手帳の発行、小児慢性疾患など、付随して行っていく事務がございます。その事務についても、全て各区で実施してまいるということでございます。

最後に、資料の2-3をご覧ください。

こちらのロードマップでございますけれども、児童相談所の移管に向けたマップでございます。一番左に、「合意前」とございますけれども、東京都と特別区の間で、移管について合意がとれた後、一番右の児童相談所の移管までには約4年ほどかかると考えられます。

今後の予定ですけれども、今回11月にまとまりました移管モデルの最終報告書を東京都に示して、具体的な特別区と東京都の協議にこれから入るところでございます。本日は、このまとまりました報告書についてのご報告になります。

私からの報告は以上でございます。

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問ございますか。

どうぞ。

近藤委員長

教 育 長 | この報告書がどういう経緯でつくられて、誰がどこで出した報告書かというのを、補足的な説明をしていただけますか。要するに資料2-1で、最終報告書となっているわけです。その報告に至った経緯。どこが検討してこのモデルをつくって、誰に報告をしたかという経緯を少し補足的に説明してもらえますか。

児童・家庭支援センター所長 | まず、一番最初の資料に、「特別区が目指す児童相談行政のすがた」というのがございましたけれども、この資料につきましては、平成23年3月に、副区長会から福祉主管部長会に検討が下命されまして、24年2月から児童相談所のあり方等の児童相談行政に関する検討会というものが立ち上がりました。このメンバーは、特別区の部課長で構成されている検討会です。検討会で2回、部会で6回検討しまして、その報告が区長会へ平成24年12月になされました。その中で、具体的な青写真、モデルのようなものを示さないと、東京都と具体的に検討を、話し合いを進めることができないと区長会から言われました。それで、平成25年1月にその検討が福祉主管部長会に下命されまして、それからそのことが児童主管課長会に検討下命され、今回この特別区の課長会で、モデルについて、大規模区、中規模区、小規模区と、それぞれの区の大きさによって検討会をつくりまして、検討を重ねました。その結果を、今年の8月に、まず中間のまとめということで副区長会、区長会に上げまして、そこでのご意見を踏まえ、今回11月にこの最終の報告書をつくり、副区長会、区長会にご報告し、ご了承いただいた内容になっております。

区長会、副区長会からは、この内容で、今後、特別区として東京都との調整に入ってほしいというお話をいただいているところでございます。

近藤委員長 | ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

今日は報告事項が6件ございました。先ほど会議を進めていく中で、もう一度戻りながらというお話もしましたけれども、この6項目の中でいかがでしょうか。何かお気づきのことはございますか。さかのぼった形で結構です。ご質問があったら、どうぞ出してください。

(な し)

近藤委員長 | では、特になければ先へ進みます。

◎日程第4 その他

近藤委員長 | 日程第4、その他に入ります。

各課長より何かございますか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長 | では、教育委員の方からはいかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長 | 特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。あ

ありがとうございました。